○ケープ真鶴条例施行規則

平成16年４月13日規則第８号

改正

平成22年３月31日規則第２号

平成27年３月17日規則第１号

平成28年３月24日規則第９号

ケープ真鶴条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、ケープ真鶴条例（平成16年真鶴町条例第１号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日及び開館時間）

第２条　ケープ真鶴の休館日及び開館時間は、町長の承認を得て指定管理者が定める。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

（利用料金の徴収期間）

第３条　条例第18条第３項の規則で定める利用料金の徴収期間は、町長の承認を得て指定管理者が定める。

（利用料金の減免）

第４条　条例第19条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に定めるところによる。

(１)　真鶴町及び湯河原町にて発行する、町民利用証を提示した場合　免除

(２)　前号以外の者で、当該車両に乗車している者の施設内での合計購入金額が、指定管理者が定める金額以上の場合　指定管理者が定める額の減額及び免除

(３)　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合　指定管理者が定める額の減額及び免除

２　前項第１号の規定による利用料金の免除を受けようとする者は、利用する際に提示しなければならない。

３　第１項第２号の規定による利用料金の減額及び免除を受けようとする者は、指定管理者が定める場所にて、必要な手続をした場合のみ減額又は免除する。

（指定管理者の指定の申請）

第５条　条例第９条第１項に規定する指定管理者の指定の申請は、ケープ真鶴指定管理者申請書（第１号様式）によるものとする。

２　条例第９条第２項に規定する書類は、次のとおりとする。

(１)　団体の概要調書

(２)　定款、寄附行為又は規約その他これらに類する書類

(３)　役員名簿

(４)　前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（行為の制限）

第６条　ケープ真鶴においては、何人も次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(１)　ケープ真鶴の施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(２)　所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。

(３)　特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。

(４)　危険物又は不快感を与えるものは、持ち込まないこと。

(５)　騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなどの他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(６)　その他、町長が管理上掲示をもって禁止したこと。

（広告類の掲示禁止）

第７条　ケープ真鶴敷地内において、町長が許可したもののほか、広告その他これに類するものを掲示してはならない。

（施行の細目）

第８条　この規則に定めるもののほか、ケープ真鶴の管理及び運営に関し必要な事項は町長が定める。

附　則

この規則は、平成16年６月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第２号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月17日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月24日規則第９号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

